令和　　年　　月　　日

東北運輸局長　殿

住　　　　　所

氏名または名称

代表者氏名

一般乗用旅客運送事業の運賃及び料金変更認可申請書

一般乗用旅客運送事業の運賃及び料金を下記のとおり変更したいので、道路運送法

第９条の３及び同法施行規則第10条の3の規定に基づき申請いたします。

記

1. 申請者の氏名または名称及び住所（法人にあってはその代表者の氏名）

氏名または名称

住　　　　　所

代表者氏名

1. 変更しようとする運賃を適用する営業区域
2. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

公共的割引（精神障害者割引）の追加

1. 変更を必要とする理由

公共的割引の対象範囲を拡大したいため

1. 添付書類

　　　　別紙料金新旧表並びに適用方新旧表

運賃料金並びに適用方（青森県）【新】

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金表

1. 運賃

（１）距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）

（　旧の表に同じ　）

（２）時間制運賃

（　旧の表に同じ　）

（３）運賃の割増

（　旧の表に同じ　）

（４）運賃料金の割引

（ａ）公共的割引

（ア）身体障害者割引・・・・・・・・１割引

（イ）知的障害者割引・・・・・・・・１割引

（ウ）精神障害者割引・・・・・・・・１割引

（エ）～（　その他の公共的割引：項番繰り下げ、他は旧に同じ　）

　　　（ｂ）遠距離割引（　旧に同じ　）

　　　（ｃ）その他の割引（　旧に同じ　）

1. 料金

（１）待料金（　旧の表に同じ　）

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分

（　旧に同じ　）

1. 運賃適用の順位

（　旧に同じ　）

1. 運賃料金の適用方法

（１）～（４）（　旧に同じ　）

* + 1. 運賃料金の割引

（ａ）公共的割引

①　身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和２４年１２月２６日付け法律第２８３号）に規定する身体障害者手帳または療育手帳制度（昭和４８年９月２７日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳、並びに精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律（昭和２５年５月１日付け法律第１２３号）第４５条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、当該手帳を提示した時に適用する。

②　割引の対象運賃は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者自身が乗車した区間の運賃とする。

③～（　その他の公共的割引、運賃額の計算方法、割引条件の重複：旧に同じ　）

　（ｂ）遠距離割引（　旧に同じ　）

（ｃ）その他の割引（　旧に同じ　）

1. 運賃の収受方法

（　旧に同じ　）

1. その他

（　旧に同じ　）

６．運賃及び料金を適用する営業区域